

第20回 定例農業委員会総会議事録（第24期）

1 日 時 令和4年2月24日（木）8時55分～9時23分

2 場 所 阿久根市役所第一会議室

3 出席委員（11名出席）

①久保 秀幸 ②中野 和徳 ③石原 勇一郎 ④園田 勇一
⑤栢 幸三 ⑥田嶋 輝男 ⑦高原 熊夫 ⑧尻無濱 俊幸
⑩樫八重 玲子 ⑪白濱 和利 ⑫石坂 務

出席農地利用最適化推進委員（6人出席）

○辻 喜久男 ○竹原 長政 ○小田 新一 ○山口 幸春 ○白肌 正
○尾上 進

4 欠席委員

(1) 農業委員 ⑨富永 勝志
(2) 農地利用最適化推進委員 ○石原 岩雄

5 遅刻委員

なし

6 議事日程

議案第6号 農用地利用集積計画（農地中間管理事業分）について
報告第1号 許可を要さない転用について
議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第9号 非農地証明願いについて
議案第10号 農用地利用集積計画について

7 農業委員会事務局等出席職員

○農業委員会事務局 園田 豊（事務局長）
鍋藤 雄太（管理係長）
岩崎 展幸（管理係）
川畑 幸博（管理係）
奥 裕太（管理係）
○農政課 京田 雄哉（農政管理係）

議長 (石坂 務)

只今、現在11名の出席であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会が成立していることをご報告いたします。

これより第20回定例農業委員会総会を開会します。

議長 (石坂 務)

日程第1、議事録署名委員の指名ですが、議長において、10番樫八重玲子委員、11番白濱和利委員を指名いたします。

議長 (石坂 務)

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

委員 ~異議なしの声あり~

議長 (石坂 務)

異議なしと認めます。

よって、第20回定例農業委員会総会は、本日1日限りと決定いたしました。

なお議事日程については、お手元に配布してある日程表のとおりですので、ご了承願います。

議長 (石坂 務)

日程第3、諸報告であります。

私は、2月1日鹿児島県農業委員会大会が鹿児島市で、及び2月4日鹿児島いずみ農業協同組合農政協議会が、出水市で開催され出席する予定でしたが、いずれも、新型コロナウイルスの感染拡大状況を踏まえ、中止となりました。私からは以上であります。皆さま方からありましたら、その他のところでお願いをいたします。

議長 (石坂 務)

日程第4 議案第6号 農用地利用集積計画の農地中間管理事業分についてを議題といたします。それでは、農政課の説明を求めます。

農政課 (京田 雄哉)

議案第6号、農用地利用集積計画の農地中間管理事業分、令和4年第2号についてご説明いたします。

(資料にて説明)

以上です。

議長 (石坂 務)

農政課の説明が終わりました。これより質疑を許します。

質疑ありませんか。

委員　～質疑なしの声あり～

議長　（石坂　務）

質疑なしと認めます。お諮りいたします。

本件については原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員　～異議なしの声あり～

議長　（石坂　務）

異議なしと認めます。

よって、本件については原案のとおり決定いたします。

議長　（石坂　務）

次に議事参与分を審議いたしますので、7番高原熊夫委員は退席を願います。

（7番高原熊夫委員退席）

議長　（石坂　務）

それでは、農政課に説明を求めます。

農政課　（京田　雄哉）

それでは議事参与分について説明いたします。

（資料にて説明）

以上です。

議長　（石坂　務）

農政課の説明が終わりました。これより質疑を許します。質疑ございませんか。

委員　～質疑なしの声あり～

議長　（石坂　務）

質疑なしと認めます。お諮りいたします。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員　～異議なしの声あり～

議長　（石坂　務）

ご異議なしと認めます。よって、本件については原案のとおり決定いたします。

7番高原熊夫委員の着席を認めます。

（7番高原熊夫委員着席）

議長 (石坂 務)

日程第5, 報告第1号 許可を要さない転用についてを議題といたします。

これは、農地法第4条第1項ただし書きに該当する転用であるとして、届出があったものです。

整理番号1の件は、農機具や作物を格納する農業用倉庫の転用であります。本年1月以降、転用のための着工予定として届出がなされたものであります。

したがって、許可を要さない転用については、適当と認め受理しましたので報告いたします。

事務局 (鍋藤 雄太)

報告第1号について補足して説明します。資料の3ページですが、備考欄に、農地法第4条第1項第8号と記載してありますが、第9号の誤りになりますので、修正をお願いします。

議長 (石坂 務)

そういうことですので、資料を9号に訂正をお願いします。

議長 (石坂 務)

日程第6, 議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 (奥 裕太)

それでは、議案7号についてご説明いたします。議案書の5ページをご覧ください。今回農地法第3条の申請は、所有権移転が2件です。

整理番号1について、地図は1ページです。譲受人は、〇〇 〇〇氏で、譲渡人は、〇〇 〇〇氏です。申請の理由は、受贈です。譲受人は、年間150日程度農業に従事される予定で、申請地では子と共に家庭菜園を生産する計画です。労働力、下限面積等につきましても許可要件を全て満たしております。なお、本件は、売買による所有権移転です。

整理番号2について、地図は2ページです。譲受人は、〇〇 〇〇氏で、譲渡人は、〇〇 〇〇氏です。申請の理由は、受贈です。譲受人は、現在、妻とともに野菜を生産されており、年間230日程度農業に従事しております。申請地でも、野菜を生産される予定であり、労働力、下限面積等につきましても許可要件をすべて満たしております。なお、本件は、贈与による所有権移転です。

つきましては、議案書に記載してあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、要件のすべてを満たすものと考えます。以上で説明を終わります。

議長 (石坂 務)

事務局の説明が終わりました。

次に、調査委員の報告を求めます。

5番委員 (栢 幸三)

議案第7号にかかる調査は、2月10日に、4番委員及び私並びに事務局担当職員で行いました。就労日数、耕作面積などに問題はなく、営農にも積極的に取り組んでおられます。申請地の耕作意思も確認いたしました。したがって、調査結果は許可相当であります。

議長 (石坂 務)

調査委員の報告が終わりました。これより質疑に入ります。
質疑ありませんか。

委員 ~質疑なしの声あり~

議長 (石坂 務)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。
本件についての調査員の報告は、許可相当であります。調査員の報告のとおり、許可することにご異議ありませんか。

委員 ~異議なしの声あり~

議長 (石坂 務)

異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり許可することに決定いたします。

議長 (石坂 務)

日程第7、議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 (岩崎 展幸)

議案第8号について、説明いたします。今月の農地法第5条第1項の規定による許可申請は2件です。それでは、整理番号順に御説明いたします。

整理番号1の案件は、駐車場への転用を目的とする贈与による所有権移転です。申請地の位置は、市役所から東〇〇キロメートルの所に位置し、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であることから、第3種農地に該当します。申請譲受人は、本市に居住する〇〇 〇〇氏です。譲受人は、申請地を譲り受けて、周辺住民に駐車場として貸し出すため本件を申請されました。申請地の排水は、自然流下により流水されます。その他申請書類の審査の結果については、農業委員会意見書及び審査票のとおりです。

整理番号2の案件は、一般住宅への転用を目的とする売買による所有権移転です。申請地の位置は、市役所から北北東約〇〇キロメートルの所です。申請地の農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第2種農地に該当します。申請譲受人は、本市

に居住されている〇〇 〇〇氏です。譲受人は、現在、借家に住んでおり、手狭となったため、申請地に一般住宅を建築するため本件を申請されました。申請地の排水は、生活排水は合併浄化槽により処理され、敷地の雨水と共に側溝へ流水されます。その他申請書類の審査の結果については、農業委員会意見書及び審査票のとおりです。

以上で説明を終わります。

議長 （石坂 務）

事務局の説明が終わりました。

次に、調査委員の報告を求めます。

4 番委員 （園田 勇一）

議案第 8 号に係る調査結果について、報告します。調査は、2 月 1 0 日に、5 番委員及び私並びに事務局職員で行いました。

それでは、整理番号 1 の案件について報告します。申請地は、東側は雑種地、北側及び西側は道路、南側は畑に隣接していました。申請地の転用に当たっては、ブロックを設けるなどの措置をされることから周辺農地への悪影響はないと判断しました。これらを含めた申請内容は、農業委員会意見書及び審査票のとおり立地基準及び一般基準に適合すると認めます。したがって、本件は許可相当であります。

続きまして、整理番号 2 の案件について報告します。申請地は、東側、北側及び西側は畑、南側は道路に隣接していました。申請地の転用に当たっては、土留め工事を行うなどの措置をされることなどから、周辺農地への悪影響はないと判断しました。これらを含めた申請内容は、農業委員会意見書及び審査票のとおり立地基準及び一般基準に適合すると認めます。したがって、本件は許可相当であります。

以上で説明を終わります。

議長 （石坂 務）

調査委員の報告が終わりました。これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

2 番委員（中野 和徳）

整理番号 1 について、駐車場の配置図がありますが、車の入口は県道沿いから入る形でしょうか。

事務局 （岩崎 展幸）

駐車場の入口は道路側（県道）からになっております。

2 番委員（中野 和徳）

1 月の総会で、整理番号 1 の隣接地で 5 条許可がなされた土地があり、駐車場の隣を資材置き場として使用する用途で許可されたと思いますが、整理番号 1 と、隣接地の資材置き場用途に関連性がないかどうかをお尋ねします。

事務局 (岩崎 展幸)

今回の申請は、周辺住民の方向けへの月極駐車場として使用するものであり、1月総会の事案と関連性はありません。

2番委員 (中野 和徳)

わかりました。

議長 (石坂 務)

他に質疑ありませんか。

委員 ~質疑なしの声あり~

議長 (石坂 務)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。

本件についての調査委員の報告は、許可相当であります。調査員の報告のとおり許可することにご異議ありませんか。

委員 ~異議なしの声あり~

議長 (石坂 務)

ご異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり許可することに決定いたします。

議長 (石坂 務)

日程第8，議案第9号 非農地証明願いについてを議題といたします。

本件は、本委員会が行った農地法第30条第1項の調査において非農地と判断し、また、本市農政課が行った荒廃農地の発生・解消状況に関する調査において農地に復元し、利用することが困難であると判定された土地であります。また、証明願いが提出された後に行った、農地利用最適化推進委員による再調査においても同様の結果でありました。したがって、本件については、非農地と判断することにご異議ありませんか。

委員 ~異議なしの声あり~

議長 (石坂 務)

異議なしと認めます。よって、本件については、非農地とし、証明することに決定いたします。

議長 (石坂 務)

日程第9，議案第10号 農用地利用集積計画についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局（川畑 幸博）

それでは、議案第10号 令和4年農用地利用集積計画書第2号について説明させていただきます。なお、本計画書の公告年月日は、令和4年2月28日となります。

（議案資料にて説明）

以上ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（石坂 務）

事務局の説明が終わりました。これより、質疑を許します。

質疑ありませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長（石坂 務）

質疑なしと認めます。お諮りいたします。

ただいま議題となっている件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長（石坂 務）

異議なしと認めます。よって、本件については原案のとおり決定いたします。

議長（石坂 務）

以上で提案された議案については全て終了いたしました。それでは、その他に皆さん方の報告などがありましたらお願いします。

2番委員（中野 和徳）

提案ですが、先ほどの5条の質疑のように、関連のある事案、例えば隣の土地は前回の云々とか、総会資料を送付していただくときに、メモ書きをしていただくわけにはいかないでしょうか。

事務局（園田 豊）

資料配布時に事前に報告することは可能ではあると思います。ただし、委員の皆様のご認識と、我々の認識の中で、認識がそれぞれあるかないかの部分もあるかと考えますので、事務局も注意して取扱いをしたいと思いますが、対応できなかった場合は、ご了承いただきたいと思います。

2番委員（中野 和徳）

総会資料という形ではなく、メモ書きというか、そのような形で対応していただければと思います。

議長 (石坂 務)
他にないですか。

委員 ~なしの声あり~

議長 (石坂 務)
それでは,ほかにないようですので, 以上をもって総会を閉会いたします。

閉会時刻 9時23分

農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人

書

記
